



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 3 9 号 令和 7 年 6 月 1 7 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 3 2	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
3 3 3	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
3 3 4	特別保護地区を指定するに当たり指針案を 公衆の縦覧に供する件	鳥獣対策・里山 振興課
3 3 5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律の規定による公聴会を開催する 件	同
3 3 6	保安林の指定施業要件を変更する予定の通 知を受けた件	森林土木・保全課
3 3 7	森林管理重点地域の指定が失効した件	同
3 3 8	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	港湾政策課

徳島県告示第三百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類		
株式会社大津	板野郡藍住町富吉字富吉一〇〇三	あすなるヘルパーステーション	板野郡藍住町富吉字富吉一〇一四 フォール富吉一〇三号室	訪問介護		令和七年六月一日
株式会社PCW	徳島市北田宮二丁目七番三九号 アルカディア一〇二	訪問看護ステーションすみれ	徳島市北田宮二丁目七番三九号 アルカディア一〇二	訪問看護		同
つるぎ株式会社	阿波市市場町日開谷字稻荷二〇六番地四	日和訪問看護ステーション	阿波市市場町日開谷字稻荷二〇六番地四	同		同
株式会社ハビリテ	徳島市中島田町四丁目五三番地の一	ゆずりは訪問看護ステーション	徳島市北矢三町三丁目二一八五	同		同
徳島健康生活協同組合	同 下助任町四丁目九番地	健生石井クリニック	名西郡石井町高川原字高川原二一五五	居宅療養管理指導		同
医療法人橋本病院	同 中常三島町三丁目二二番地の一	はしもとりハビリデイサービスセンター	徳島市中常三島町三丁目一九番地の三	通所介護		同
社会福祉法人徳島蒼	板野郡北島町中村字東堤ノ内	徳島RH支援センター	同 応神町中原字中原八三	同		同

生福祉会

二八番地五

番地五

徳島県告示第三百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社PCW	徳島市北田宮二丁目七番三九号 アルカディアア一〇二一	訪問看護ステーション すみれ	徳島市北田宮二丁目七番三九号 アルカディアア一〇二一	介護予防訪問看護	令和七年六月一日
つるぎ株式会社	阿波市市場町日開谷字稻荷二〇六番地四	日和訪問看護ステーション	阿波市市場町日開谷字稻荷二〇六番地四	同	同
株式会社ハビリテ	徳島市中島田町四丁目五三番地の一	ゆずりは訪問看護ステーション	徳島市北矢三町三丁目二八五	同	同
徳島健康生活協同組合	同 下助任町四丁目九番地	健生石井クリニック	名西郡石井町高川原字高川原二一五五	介護予防居宅療養管理指導	同

徳島県告示第三百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 特別保護地区の名称

高越山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

吉野川市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 指針案

（一）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

（二）特別保護地区の指定目的

この区域は、天然林及びオンツツジの群落を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣対策担当、徳島県東部農林水産局林業振興担当及び吉野川市役所

二 1 特別保護地区の名称

鳴滝鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

美馬郡つるぎ町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

4 指針案

（一）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

（二）特別保護地区の指定目的

この区域は、多様な広葉樹林及び人工林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域の鳥獣の生息環境の保全を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣対策担当、徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当及びつるぎ町役場

徳島県告示第三百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

日 時	場 所	案 件
令和七年七月四日（金曜日） （午前十一時から）	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎新館三 階入札室	高越山鳥獣保護区特別保護地区（ 吉野川市、既指定、面積百ヘクタ― ル、存続期間十年間）の再指定につ いて
令和七年七月二日（水曜日） （午後一時三十分から）	美馬市脇町大字猪尻字建神 社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬 庁舎小会議室	鳴滝鳥獣保護区特別保護地区（美 馬郡つるぎ町、既指定、面積六十二 ヘクタール、存続期間十年間）の再 指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

一 高越山鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件

徳島県東部農林水産局林業振興担当（電話 八八 六二六 八五八二）

二 鳴滝鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関する件

徳島県西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話 八八三 五三 二〇六三

）

徳島県告示第三百三十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三好市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百三十七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇及び八五の一並びに字エノキタ二二二の一、二三の一、二〇の一及び二四並びに字ヲフウチ三〇の一並びに字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一九、一九の二及び二二三の二並びに字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二二、一三五の一、一三八及び一七四の二並びに字本郷八並びに字南三七

二 指定の効力が失われた日

令和七年五月二十一日

徳島県告示第三百三十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号） 第八条に規定する使用料（徳島小松島港和田島緑地に係るもの に限る。）の徴収の事務	小松島市
徳島県港湾施設管理条例第八条に規定する使用料（橘港中浦緑 地及び小勝緑地に係るものに限る。）の徴収の事務	阿南市